

事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方は

【必要経費】

- 事業用資産等その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額(純損失)がある場合には、次のように取り扱います。
- 青色申告の場合・・・純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、またはその年の翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。
 - 白色申告の場合・・・純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

どんなものが対象になるの？ 控除を受けるには何が必要なの？ 雑損控除及び必要経費(事業所得者等)に係る説明会

台風被害を受けられた方のための申告「雑損控除及び必要経費(事業所得者等)に係る説明会」を開催します。

- 1 日時●1月21日(火) 午後1時30分～3時
場所●香取市佐原文化会館(所在地：香取市佐原イ211)
- 2 日時●1月23日(木)
①午前10時～11時30分
②午後1時30分～3時
場所●多古町役場 3階大会議室
お問合せ●佐原税務署 ☎0478-54-1331

3回とも同じ
内容です。
ご都合に合わせて
お越しください。

■所得税・事業税・住民税申告書作成相談会

税理士による無料申告相談(消費税軽減税率制度を含む)も同時に開設します。
日時●2月3日(月) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
場所●役場2階 第4会議室
※給与所得や年金などの雑所得、満期保険金受取による一時所得、農業や商店などを営む事業所得、個人消費税等専門性のある申告などについて、相談や申告書を作成して提出できます。

必見!!

相続や贈与など資産が動くものについては、直接佐原税務署へご相談ください。

2月17日(月)から3月16日(月)までの町職員による申告相談は、今回の台風災害に関連した申告による混雑が予想されます。専門性の高い相談内容はお受けできない場合がありますので、申告書作成相談会をご利用ください。

■償却資産(固定資産税)の申告はお早めに

農業や販売業などの事業を営んでいる個人や法人の方で、事業のために使用する機械、機器、備品などを1月1日現在所有している場合は、償却資産の申告が必要です。ただし耐用年数が1年未満のもの、自動車税および軽自動車税の対象は除かれます。
昨年申告された方については、12月中旬に令和2年度分の申告書を送付していますので、期限までに必ず申告をお願いします。また、新たに事業を始めた方など申告書が必要となる方は、お問い合わせください。
申告期限●1月31日(金) お問合せ●税務課資産税係 ☎76-5402

確定申告の時期が近づいてきました 申告の準備をお願いします

町では2月17日(月)から3月16日(月)まで、所得税と町県民税の申告相談を行います。
農業・営業所得のある方は、事前に領収書を経費別に仕分けし、集計をお願いします。
なお、申告書にはマイナンバーの記載が必要です。※詳しくは、広報たこ11月号をご覧ください。

台風15号・19号で被災された方へ ～所得税等の軽減または免除～

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において所得税および復興特別所得税の軽減または免除を受けられる場合があります。農業や不動産事業などを営む個人事業者の方は、事業用資産などに損害を受けた場合に必要経費として算入することができます。

【雑損控除の対象となる資産】

- ・納税者本人の資産、もしくは納税者と生計を一にする総所得金額等が38万円以下の配偶者や扶養親族の資産
- ・住宅や家財など生活に通常必要な資産(家具、衣服、什器(日常生活使用する道具・器物の類)、自家用車、塀、車庫、墓など)
- ・災害で滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用

【雑損控除の対象とならない資産】

棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。
なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董品等をいいます。

台風被害にあった資産でも対象になる資産と、ならない資産があります



保険金も差し引いて考える必要があります。

控除額の計算	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。	
	① 損失額 _{※1}	所得金額の10分の1
	② 損失額のうち 災害関連支出の金額 _{※2}	5万円
	※1 「損失額」とは、資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額。 ※2 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用。	